

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月から、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として小売店への配送業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C医療センターに受診し「腰椎椎間板障害」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、配送先の店舗において荷物配送用のかごを押していたところ、腰を痛めたという（以下「本件災害」という。）。なお、請求人は、当初本件災害は平成〇年〇月頃発症したと主張していたが、本件審査請求時に、本件災害が発生したのは平成〇年〇月頃であったと訂正している。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務中の災害により本件傷病を発症したと主張する。

災害性の原因による腰痛に係る業務上外の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものとする。認定基準の記1（1）において、災害性の原因による腰痛の認定要件として「腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること。」と記されており、以下、当該要件に基づき検討する。

(2) 本件災害の発生状況について、請求人は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署（以下「監督署」という。）受付の療養給付たる療養の給付請求書（以下「請求書」という。）において、「平成〇年〇月〇日にスーパーの納品所にて、納品場所までの狭い通路を配送用のかごを運ぶ作業中、L字のところでなかなか動かさず無理して力を入れた後に、地面に左足をついた時に激痛を感じた。」旨記載している。

一方、監督署での聴取においては、「災害発生は平成〇年〇月頃で、力を入れてかごを支えた時に腰に無理な力がかかってしまったような気がする。その時に腰を捻ったという意識はなかったが、今考えれば腰を捻ったように思う。」「平成〇年〇月以降、平成〇年〇月頃から腰が痛くなり、腰に力が入らなくなってしまう状況が続いたので、同年〇月にC医療センターを受診した。」と述べている。

また、審査請求においては、腰を痛めたのが本当は平成〇年〇月頃であり、

C医療センターへ受診するまでは病院に行っていないと述べ、さらに、当審査会へ提出された意見書においては、請求書記載の負傷年月日は間違いであり、正しくは平成〇年〇月〇日であったと述べている。

このように、本件災害の日時と発生状況についての請求人の説明は二転三転しており、また、D氏の要旨「請求人から現在の仕事で腰を痛めたという話を聞いた記憶がない」という申述からも、本件災害の発生を確認することができない。

また、請求人がC医療センターを受診したのは、災害発生日として主張する平成〇年〇月から約1年8か月も経過した平成〇年〇月〇日であることから、医療機関への受診経過からも本件災害の発生を確認することができない。

なお、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日初診。平成〇年〇月頃、仕事で無理をして痛みが出現したとして受診、本件災害との因果関係がある可能性はある。」と述べている。しかし、同医師は、診療録の平成〇年〇月〇日の記録として、「変性疾患のため、原則、労災認定は難しいことをご説明（発症時、受診なし、詳細不明）」と記載しており、同医師の意見は、あくまで可能性を述べているにすぎないと判断するのが妥当である。

- (3) したがって、本件災害の発生を確認することができないから、認定基準の記1(1)に示す認定要件を満たしておらず、請求人の本件傷病は認定基準が示す災害性の原因による腰痛とは認められないので、業務と本件傷病との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。